

仙台市農業委員会第 39 回総会議事録

I. 開催日時 令和 3 年 7 月 29 日（木曜日）午後 1 時 28 分から午後 1 時 58 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (18 人)

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男		

IV. 欠席委員 (0 人)

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - (1) 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - (2) 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - (3) 第 3 号議案 農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない非農地証明願承認の件
5. 報告
 - (1) 農地改良工事（現状変更）届出
 - (2) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (4) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (5) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (6) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による受理通知書の返戻に関する件
 - (7) 令和 3 年度農地パトロール（利用状況調査）の実施結果について
 - (8) あっせん事業運営委員会要綱の一部改正について
6. その他
 - (1) 会長報告
 - (2) 事務局からの連絡事項
 - ①その他事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長

加藤 隆

事務課長

庄司 厚

主幹兼振興係長	山本 幸子	農地係長	八木 正志
振興係主査	内海 敏子	農地係主査	伊藤 秀宣
農地係主任	菊地 一郎	農地係会計年度任用職員	庄子 尚

VII. 会議の概要

1 開 会	開 会	(午後1時28分)
司会：主幹兼 振興係長	ただいまから仙台市農業委員会第39回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。	
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －	
司会：主幹兼 振興係長	次に議長の選出ですが、仙台市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長を務めることとなっていますので、佐々木会長、よろしく願いいたします。	
議 長 (佐々木会長)	本日は、欠席届出はありません。全員出席ですので、会議は成立しております。 続きまして、議事録署名委員の指名ですが、私から指名することにご異議ありませんか。	
	(異議なし)	
議 長	それでは、5番大里重市委員、6番小野寺潔委員を指名いたします。	
議 長	議案に入ります。	(午後1時30分)
	第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。 調査委員会を、第二調査委員会が担当し、7月20日に実施いたしました。今回も、新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、時短で行います。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたします。総会において調査委員からの口頭報告は省略します。	
	調査報告（机上配布） （第二調査委員会赤間敬委員長報告） 第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を、7月20日に実施いたしました。調査は5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員、私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の申請は、売買による規模拡大が2件、交換による耕作利便が2件、賃貸借権の設定による規模拡大が1件、の合計5件です。番号1番から3番までの報告は5番大里重市委員、番号4番と5番の報告は10番熊谷幸夫委員です。	

(5番大里重市委員報告)

番号1番と2番は関連がありますので、一括して報告します。譲受人が同一人の案件で、2件合わせることで下限面積を満たすものです。番号1番は賃貸借権の設定によるもの、番号2番は売買による所有権移転で規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台を所有し、収穫は作業委託により、家族3人で14aの農地を耕作しています。権利取得後の経営面積は、合計で36aになります。番号2番の譲渡人は農機具がなく、隣接地を耕作する譲受人に作業委託してきたことから、同人に売却するものです。7月10日に若生宏明農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。仙台市泉土地改良区の異動確認書が提出されております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。譲渡人は神奈川県に住んでおり、隣接する田を耕作している譲受人に売却するものです。譲受人は現在、トラクター2台、耕うん機3台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で133aの農地を耕作しています。7月12日に早坂久農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。仙台市泉土地改良区の異動確認書が提出されております。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(10番熊谷幸夫委員報告)

番号4番は、交換により耕作利便を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で176aの農地を耕作しています。譲受人は、申請地の東側に隣接する田を耕作しているため、番号5番の申請地と交換し、耕作の利便を図るものです。7月12日に私(熊谷幸夫農地利用最適化推進委員)が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、交換により耕作利便を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、田植えと収穫は作業委託により、家族2人で161aの農地を耕作しています。譲受人は、申請地の北側に水路を介して隣接する畑を耕作しているため、番号4番の申請地と交換し、耕作の利便を図るものです。7月12日に私(熊谷幸夫農地利用最適化推進委員)が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触する

ものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可と決定いたします。

(午後1時32分)

議 長

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告(机上配布)

(第二調査委員会赤間敬委員長報告)

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、17番高橋勝彦委員、12番齋藤清太委員、14番佐藤とみ委員、16番鈴木通委員の4名で行いました。今回の申請は、資材置場に転用するものが2件、車両置場に転用するものが1件、太陽光発電施設管理用地に転用するものが1件の合計4件です。番号1番の報告は14番佐藤とみ委員、番号2番と3番の報告は16番鈴木通委員、番号4番の報告は12番齋藤清太委員です。

(14番佐藤とみ委員報告)

番号1番は、車両置場に転用するもので、賃借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、自動車修理業者が田2,052㎡を転用し、車両置場(普通車20台)に360㎡、作業スペースに347㎡、通路・法面等に1,345㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。賃借権の設定期間は、10年です。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(16 番鈴木通委員報告)

番号 2 番と 3 番は関連がありますので一括して報告します。資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、建設業者が田 3 筆 1,812 m²を転用し、資材置場に 439.28 m²、駐車場（普通車 3 台）に 47.78 m²、通路等に 1,324.94 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(12 番齋藤清太委員報告)

番号 4 番は、太陽光発電施設管理地に転用するもので、地上権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha 以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断しました。申請は、建設業者が畑 2 筆 2,081 m²を転用し、隣接する太陽光発電施設の管理用の通路に 401 m²、作業車両置場に 1,137 m²、資材置場に 543 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。地上権の設定期間は、20 年です。（隣接する太陽光発電施設が地上権の設定であるので併せて地上権設定するもの。）また、隣接する太陽光発電施設を含め、面積が 5,000 m²を超えていることから（8,883.9 m²）、仙台市杜の都の風土を守る土地利用調整条例の協定書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第 5 条第 2 項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第 2 号議案について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。

第 2 号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件については、許可することに決定いたします。

(午後1時33分)

議 長

第3号議案農地法第2条第1項の適用を受けない非農地証明願承認の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、書面での報告とします。

調査報告（机上配布）

(第二調査委員会赤間敬委員長報告)

第3号議案の調査結果について報告します。調査は、5番大里重市委員、10番熊谷幸夫委員、11番郷古雅春委員、私（3番赤間敬委員）の4名で行いました。今回の非農地証明願は、宅地が1件、山林が1件の合計2件です。番号1番と2番の報告は11番郷古雅春委員です。

(11番郷古雅春委員報告)

番号1番についてご報告いたします。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。現況は、宅地（倉庫敷地）です。願出事由は、昭和49年に自宅を建築（建築計画概要書の写し有）、その後解体、平成4年12月に倉庫を建築し、宅地となっているものです。市街化調整区域の建物であるため、開発担当課に確認したところ、敷地南側の建物について建築確認の手続きを行っていません。確認資料である、固定資産税課税明細・建物登記簿謄本・現地写真・航空写真により非農地対象条件③（農地法施行後の人為的荒廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実状及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの）に該当し、承認相当と調査しました。

番号2番についてご報告いたします。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。現況は、山林です。願出事由は、昭和47年にゴルフ場の敷地の一部として取得し、OBゾーンとして利用されていた土地に樹木が自然生育し、山林となったものです。確認資料である、固定資産税課税明細・現地写真・航空写真により非農地対象条件③（農地法施行後の人為的荒廃で、この事実行為から既に20年以上経過しており、再び農地として利用される可能性がなく、また実状及び実体が真に止むを得ないものと農業委員会が認めたもの）に該当し、承認相当と調査しました。

議 長

第3号議案について調査の結果、承認相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長	<p>それでは、意見等がありませんので採決します。 第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手と認めます。よって、第3号議案農地法第2条第1項の規定を受けない非農地証明願承認の件については、承認することに決定いたします。 (午後1時35分)</p>
議 長	<p>続いて、協議事項はありませんので、報告事項に入ります。まず、農地関係から報告します。 (1) 農地改良工事(現状変更)届出につきましては、書面での報告とします。</p>
	<p>調査報告(机上配布) (第二調査委員会赤間敬委員長報告) 農地改良工事(現状変更)届出について、調査の結果を報告いたします。届出は1件ありました。田634㎡を盛土して畑として利用するものです。市街化調整区域の農振その他の区域の農地です。本農地は1枚の田となっていますが、隣接する水路が機能しておらず、作業をやすくするため、盛土して畑として利用するもので、麦を栽培する計画です。隣接する農地はなく、法定外公共物(水路・堤)と道路に隣接していることから周辺農地への影響はないと判断しました。盛土工事期間は、8月17日から2月17日までの約6ヶ月です。嶺岸若夫農業委員が現地を確認し、土砂搬入時において、コンビニ駐車場付近を通過する際には注意することを指示しております。また、水利組合がないことを確認しており、関係書類も整備されております。詳細については別添報告書に記載のとおりです。</p>
議 長	<p>農地改良工事届出につきまして、何か質問等はありませんか。 (全員なし)</p>
議 長	<p>続きまして、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6)農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知書の返戻に関する件までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。</p>
事務局 農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。 (2)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、2ページから3ページに記載のとおり、番号4015から4025まで11件の届出がありました。転用目的の内訳は、宅地(土地区画整理事業)への転用が8件、一般住宅・共同住宅・資材置場への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の</p>

添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、4ページから6ページに記載のとおり、番号5035から5045まで11件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が7件、保育園・宅地・宅地造成・工場用地への転用が各1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。続きまして、(4)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、7ページに記載のとおり4件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっております。続きまして、(5)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、8ページに記載のとおり1件ありました。続きまして、(6)農地法第4条第1項第8号の規定による受理通知書の返戻に関する件は、9ページに記載のとおり1件ありました。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議長

報告事項(2)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

(質問、意見なし)

議長

次に(7)令和3年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果について、と(8)あっせん事業運営委員会要綱の一部改正について、を事務局から説明願います。なお、質問については説明後、受けます。

事務局

— 説明 —(7)令和3年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果について

— 説明 —(8)あっせん事業運営委員会要綱の一部改正について

議長

(7)令和3年度農地パトロール(利用状況調査)の実施結果について、と(8)あっせん事業運営委員会要綱の一部改正について、ご質問等はございませんか。

質問等がないようです。これらは報告事項ですので承願したいと思います。

以上で報告事項を終了いたします。

(午後1時44分)

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。

(1)会長報告を私から(佐々木均会長)報告します。資料3をご覧ください。

会長

(会長報告)

議長

続きまして、事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局

(2)事務局からの連絡事項について

その他事務局からの連絡事項

- (ア) 仙台市農業委員会委員募集(最終公表)
- (イ) 全国農業新聞の普及推進について
- (ウ) 令和3年度農業者年金新規加入推進対象者リストの配布及び農業者年金加入推進記録簿の提出依頼について
- (エ) 令和3年度農業者年金加入推進特別研修会の開催について
- (オ) 引継ぎシートの配布(区域ごと代表者)
- (カ) 令和3年度仙台市農業委員会全体会の開催について
- (キ) 仙台市農業委員会名簿(仮)
- (ク) 8月～9月の予定表
- (ケ) 他市町村農業委員会だより等(宇和島市)
- (コ) 農業委員会業務必携(2021年度)

議長

その他についてご意見、ご質問等がございますか。

(意見なし)

議長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ以上で全てを終了いたします。

司会：主幹兼振
興係長

閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務
代理者

— あいさつ —

以上をもちまして、仙台市農業委員会第39回総会を閉会します。

閉 会

(午後1時58分)